

現在の国有林は天然林を大事にしている

名古屋大学名誉教授

国民森林会議会長

只木良也

七月二十八日付け「私の視点」に「天然林伐採・国民の共有財産を切るな」がありました。生態学者河野昭一氏の、国有林が天然林大伐採を進めることを告発する内容なのですが、現状誤認があるようで、高名な学者の論だからと鵜呑みにすると、誤って理解する危険性が大きいことを指摘させていただきま

まず、天然林という用語。

これを原生林の意味に理解する人が多いのですが、林業用語としては人工林以外の森林の意味に使われます。つまり原生林は天然林の一部で、わが国では僅かな比率ですが、勿論貴重な森林です。

河野氏は、国有林独立採算制で生まれた累積赤字の解消に「新規借入金なしの収支均衡」が至上命令となり、天然林の大伐採に手をつけた、と記していますが、これは何かの誤認かと思えます。八八年に環境重視へと態勢転換した現国有林が、収支均衡の

ための天然林伐採という短絡的な発想は考えられませ

ん。実際に、「借入金返済の

ために安易に天然林を伐採する考えはなし、事実もなし」が国有林当局の見解です。次に河野氏は、日本各地の天然林伐採現場の例を挙げ

て森林土壌の攪乱を指摘さ

れていますが、これは六〇年

代から七〇年代の大伐採の

頃のイメージが強いものと思われ

ます。現在では、皆無とは

言えないかも知れませんが、そのような例は少ないのではないで

しょうか。

また河野氏は、「伐採が進む森林は、環境維持機能や生物多様性保全を目指す水

土保全林で多くは保安林。そして絶滅危惧の生物調査はな

い」と指摘していますが、これには少し説明が必要

です。

○一年に「森林林業基本法」が成立し、それに伴ってわが国の森林を「水土保全林」「森林と人との共生林」「資源循環利用林」の機能別三区

区分することになりました。国有林全体のこの三区

区分面積比率は、この順に六四、二七、九パーセント

です。

国有林の六割以上に及ぶ水土保全林ですが、全てが天然林ではなく、その三分の一

は人工林です。水土保持林ではその機能発揮のために必要な森林管理（手入れ）が行われますが、そのために生ずる木材は当然「伐採量」として計上されます。この点は、現制度の十分な説明が不足で誤解を生んでいるところです。誰しも木材生産は資源循環利用林のみと理解しがちであり、水土保持林イコール非木材生産イコール自然度が高い天然林と短絡して考えてしまうからです。

自然度の高い天然林は、この三分のうちの「共生林」に分類されています。近年設定が進められて来た森林生態系保護地域二七箇所計四〇万ヘクタールを始め、遺伝子・植物・動物などの保護林がこれに属し、設定の際、またその後も必要に応じ、動植物調査が行われています。

さて、河野氏は「わずかなカネを算段するのに数百年数千年を生きてきた貴重な天然林が失われ、数多くの生物が絶滅の瀬戸際に追い詰められている。政策の転換を求めると稿を結んでいます。貴重な天然林の保全は重要、同感です。しかし、環境と森林ひいては天然林の保全にシフトして二〇年を経た現

在の国有林では、この点はまず処置されてきたと見られます。問題は現在進行中の行政改革で、ここでは国有林の環境提供と木材生産の二機能を分割し、木材生産を企業化する案が有力と聞いております。そうなった時こそ、河野氏の憂慮はまさに現実のものとなり、かつての国有林独立採算時代の失敗を繰り返えす、と思うのです。